

政令第 号

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十四条並びに独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁船損害等補償法施行令の一部改正）

第一条 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 発起人は、第一項の書面による通知（第二項の指定漁船調書の添付を含む。）に代えて、農林水産省令で定めるところにより、第一項の組合の承諾を得て、電磁的方法（法第二十九条第二項に規定する電磁的方法をいう。次条第二項及び第四項において同じ。）により通知することができる。

第六条第一項中「書面」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（法第三十九条第四項に規定する電磁

的記録をいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)」を加え、同条第二項中「同項の書面への記名押印によつてしなければ」を「書面又は電磁的方法により行わなければ」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた第一項の同意は、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「記載した通知書を発しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第八条第二項中「一部事業譲渡契約書を作成する場合」を「一部事業譲渡契約」に改める。

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正す

る。

第三条中「次条の同意署名簿」を「同項の規定による同意を得たことを証する書面」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 法第十三条第四項の規定による同意は、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものをいう。）により行わなければならないものとする。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。